

(書式6)

意見公募によって提出いただいた意見及び反映結果

施策案の名称	取手市障害者福祉計画（令和7年度から11年度）		
意見募集期間	令和6年12月20日から令和7年1月20日まで		
意見提出者数	2人		
提出意見数	5件		
意見項目数	5件		
意見提出の内訳	直接窓口へ持参	1人	4件
	郵送	0人	0件
	ファクス	0人	0件
	電子メール	1人	1件
意見の反映結果	A 案に反映させたもの（反映・修正箇所がわかるものを添付）		0件
	B 意見の趣旨が既に案に盛り込まれているもの		1件
	C 今後の取り組みにおいて参考にするもの		1件
	D 案に反映できないもの		3件
	E その他（感想・賛否のみなど）		0件
匿名等による意見提出者数	0人		

※意見公募は政策等の賛否を問うものではありません。有用な意見を政策等に反映させるため、意見の内容に着目し、これを考慮した市（実施機関）の考え方を掲載しています。

※類似の意見に対しては、まとめて市（実施機関）の考え方を掲載したものがある場合は、意見項目数と一致しません。

※詳細は別紙のとおり。

取手市障害者福祉計画(素案)パブリックコメント意見一覧

別紙

日付	受付No	該当頁	意見（原文ママ）	市の考え方	反映区分
12月20日	1	—	<p>「取手市内への県立特別支援学校の設置を求めます」 第2章から障害者の状況を見ると、18歳未満の障害者手帳・療育手帳所持者は一定数あり、さらには増加傾向にあることも読み取れます。そこで取手市内に、特別支援学校(小学部、中等部、高等部)の設置がなされるよう、自治体としても積極的に取り組んで欲しいと考えます。</p> <p>現在、取手市に居住する児童生徒は伊奈特別支援学校(知的)、下間特別支援学校(肢体不自由)に通うよう、「茨城県県立特別支援学校の指定に関する規程」に定められており、通学にかかる時間的な負担は極めて大きいものと考えます。県立特別支援学校の設置者が茨城県であることは承知しているところですが、市内には小学校などの統廃合跡地が幾つもあることも考慮し、取手市としても土地や建物の提供によって、県と足並みを揃えて障害者の教育・福祉の充実に責任を負うべきであると考えます。</p> <p>また、特別支援学校は在校生に対する教育のみならず、地域全体の特別支援教育を進める上でセンター的機能を果たす場所であると考えます。身近な場所に特別支援学校を設置することにより、市内小中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒、また、通常級に在籍しながらも特別な支援を要する児童生徒、及び、障害を有する児童生徒に対する適切な支援方法を学ぼうとする教職員や保護者に対して、適切な助言やアドバイス、行き届いた支援を行うことができるようになると考えます。</p> <p>基本目標3の「だれもが自分らしくいきいきと暮らせるまちづくり」の記載内容にも関わってきますが、障害者福祉の充実のためには就学前から就労後までを見据えた長いスパンで個に応じた保育・教育を推進していくことが肝要です。そこで、特別支援教育の充実を担う一翼である特別支援学校の取手市内への設置について、本計画においても方向性を示して頂けたらと思います。</p> <p>ご検討のほど、宜しくお願いします。</p>	<p>ご意見にありましたとおり、障害者福祉の充実のためには就学前から就労後まで長いスパンでの支援が必要と考えます。現在、取手市では、伊奈特別支援学校と様々な形で連携しているところですが、引き続き、県と足並みを揃えて障害者福祉の充実に努めて参ります。特別支援学校の設置につきましては茨城県が主体となって行うものであります。したがって、本計画において取り扱う項目ではありません。ご了承ください。</p> <p>本計画では、障害者が地域で暮らし続けていくために、乳幼児期から青年期を経て老年期まで一貫して対応することが出来る相談窓口や支援体制の整備が重要であるとしています。「計画素案p19(2)相談・情報提供の充実」にもありますとおり、取手市では、令和6年度から社会福祉協議会内に、本人・家族・支援者が抱えるあらゆる相談を受け、助言・支援を行う窓口として、基幹相談支援センターを開設しました。</p> <p>今後とも取手市、基幹相談支援センター、障害福祉サービス事業所など、多くの社会資源が連携をしながら、障害者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる街づくりを推進していきます。</p>	D

日付	受付No	該当頁	意見（原文ママ）	市の考え方	反映区分
1月19日	2-1	p26	<p>障害者の状況、推移によりますと、令和5年度の身障手帳の交付は肢体不自由43.1% 内部障害42.2% 等級別では、1級36.5% 2級13.1%と重度の方が約半数を占めているとのこと。ちなみに孫は医療的ケア児の1級です。</p> <p>障害者福祉計画(以降は「福祉計画」)の策定にあたって、半数を占める重度障害者の支援計画が盛り込まれていないように思い残念です。</p> <p>福祉計画の三つの基本目標は、障害者が「地域の中で共生でき」「安心して生活でき」「自分らしくいきいき暮らせるまちづくり」と理解しています。そのためには、障害者自身が自己決定し、地域社会の中に入って社会活動に参加しなくては実現することはできないと思います。</p> <p>車椅子移動も困難で外出したくてもできない。社会参加したくてもできない。声を上げにくい方々の意見を聞き行政に反映、積極的に施策を講じてもらいたい。一番生きづらい人達です。家族は24時間の介護のため疲弊しきっています。</p> <p>※デイサービス、短期入所の施設もありますが、医療的ケアのできる施設はまだ数が少ない。民間施設にまかせるのではなく、経営しにくいからこそ公設の施設が必要です。</p>	<p>重度障害者を含む障害者支援については、国県市の支援制度、支援団体の活動を通して各種サービスが展開されています。引き続きこれらの情報の周知を推進していきます。</p> <p>外出支援については、「③ 外出や移動等の支援の充実として」の中で移動支援に関する項目を取り上げています。しかしながら、物価高騰や人材不足などを要因とした事業継続に関する課題が明らかになっています。このような課題を踏まえつつ、関係機関と連携しながら外出支援の充実を図っていきます。</p> <p>また、医療的ケア児が利用できる施設(サービス)については、市内に事業所がないため、近隣自治体の開設状況を把握し、利用の調整を行うとともに、市内において事業所開設に向けた相談があった際には積極的に支援していきます。</p>	B
	2-2	-	<p>※トイレを気にせず外出できる「まち」を目ざす。</p> <p>人間は食べることはガマンできても、排泄することはガマンできないのです。車椅子用トイレは「みんなのトイレ」として徐々に増えていますが、便座まで移動できない人もいます。まだ「みんなのトイレ」にはほど遠いです。</p> <p>でも、そういう人にも壁際に設置できる収納式ユニバーサルbedをぜひ設置してください。車いすトイレの広さがあれば使用しない時には壁にペタリと収納できます。(収納すると18cmの厚さになる)</p> <p>時に公共施設では必要です。沖縄ではどこの公共施設にもユニバーサルベッドが設置されて安心でした。</p> <p>これはH26年度の福祉計画に私は提案していますが今をもって何の改善もないのは残念です。</p>	<p>茨城県では、「茨城県ひとにやさしいまちづくり条例」において、多くの方が利用する官公庁・社会福祉施設・病院・飲食店等の便所、洗面所、出入口、駐車場等の整備基準が示されています。整備に関する相談があった際には、合理的配慮の提供の一環として、あらゆるひとが利用しやすい環境の設備について、市補助金の活用などを紹介しながら協力を要請していきます。</p> <p>また、市では災害用トイレトラックの導入が決定されています。この車両は個室5室を有し、うち1室はバリアフリートイレとして電動車椅子リフター付き、オストメイト対応、おむつ交換台・ベビーキープ付きとなっています。この車両は災害時だけでなくイベント等でも利用していくことになっています。</p> <p>市では引き続き障害者に対する合理的配慮の啓発に取り組んでいきます。</p>	C

日付	受付No	該当頁	意見（原文ママ）	市の考え方	反映区分
			<p>そしてトイレに関してもう一つ提案 「モバイルトイレ」の購入 どこでも普通免許でけん引移動でき設営撤去が簡単。現に能登半島の避難所でも活躍中です。地震など災害時のみでなく、イベント等でも利用できます。 トイレを新設する時はオストメイト利用に配慮した設備も有する「多目的トイレ」を作ってください。あとで増設することのないように。</p>		
1月19日	2-3	—	<p>基本目標3(2)教育との連携②保護者との連携 ※医療的ケア児の特別支援学校への通学手段の確保 現在医療的ケア児の通学バスの利用は認められていません。そのため母が送迎し、昼食も介助のため日中は子どものためにすべてを費やしています。本人は毎日通学を楽しみにして通学しますが、本人の通院、家族の都合で1ヶ月の半分くらいしか通学できません。 通学の支援があれば本人の通院以外は毎日学校生活を送ることができます。残された義務教育の時間は少なくなって卒業すれば社会参加はますます少なくなります。 同じ学校に在籍して通学手段がないために教育を受けることができない。ということは「教育を受ける権利」いちじるしく阻害するものと考えます。「人権を侵害している」と考えます。 取手市の児童なのに教育が受けられない。こういう状況を一刻も早く解決してほしい。 解決策のひとつとして何人かおりますので車（マイクロバスとは言いませんが）に介助者をつけて巡回しての交流はできないでしょうか。</p> <p>※特学と地域の学校との交流について 現在、特別支援学校との交流は1回／年のみです。地域に障害児がいることを忘れないためにも回数を増やしてほしい。 孫は今年地域の中学校の交流に行った時、小学校は別々でしたが保育園のお友達は覚えていて会ったとたん「○○ちゃん」と孫の存在を忘れないでくれ感謝しました。</p>	<p>特別支援学校における通学手順・方法、カリキュラムについては学校の設置者である茨城県が定めるものであり、本計画において取り扱う項目ではありません。ご了承ください。</p>	D

日付	受付No	該当頁	意見（原文ママ）	市の考え方	反映区分
1月19日	2-4	—	<p>※ヤングケアラーについて 医療的ケア児が年齢を重ねるにつれて親の体力も弱り兄弟に頼ることが多くなります。ぜひ、ヤングケアラーの集まりを開催し、行政として支援(ケアラーの)を探してもらいたい。</p>	<p>市では、要保護児童対策地域協議会の個別支援会議などの場において、ヤングケアラーの状況を把握し、関係機関が連携することにより必要な支援を継続的に提供できるようにしています。 また、家族等が障害を有しているためにヤングケアラーになっている場合には、基幹相談支援センター始めとした障害福祉部門の社会資源との連携により、個別の事情ごとに丁寧な支援ができるよう取り組んでいきます。</p>	D